# 三菱商事フューチャーズ証券株式会社

(2008年版)

#### 【はじめに】

本書は、平成 20年 3月期 (平成 19年 4月 ~ 平成 20年 3月 )における当社の会社概要、 営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

#### 住な記載項目について】

1.会社の概況

会社の沿革」

当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

会社の目的」

定款に記載された当社の目的を記載しています。

事業の内容」

当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

財務の概要」

平成 20年 3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

生要株主名」

株主の氏名、所有株式数等を記載しています。

役員の状況」

当社の役員の氏名等を記載しています。

#### 2. 営業の状況

営業方針 1

当社の営業方針、企業の特色等について記載しています。

当社及び当業界を取巻く環境」

内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

営業の経過及び成果」

当社の平成19年度における業績について記載しています。

対処すべき課題」

当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

受託業務管理規則 .

当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

#### 3.経理の状況

財務比率」

(a)純資産額規制比率

(\* 純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、施行規則」という)第 38 条の規定により算出したものです。また、「人力額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(市場・人力」といる)とがあり、 商品市場により発生し得る危険に対応する額(取引先・人力」といる)とがあり、 同法第 211 条第 1項に基づく施行規則第 99 条により算出したものです。)

| 純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生 ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対する額として施行規則 で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対 する余裕があると言えます。

#### (b)純資産額資本金比率

(\* 純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純 資産額とは計算が異なります。)

#### (c)自己資本資本金比率

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高 いほど経営が安定していると言えます。

#### (d)自己資本比率

純資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定してい ると言えます。

#### (e)修正自己資本比率

(\* 総資産額」は、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への 預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に 基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された純資産額は実質的に事業資金として使用できないこと から、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたもので

#### (f)負債比率

# 負債合計額

純資産額 (\* )

(\* 純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記の(a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定 性が高いと言えますが、単純な純資産と負債の比率ではなく、委託者保護会員 制法人日本商品委託者保護基金及び株式会社日本商品清算機構に分離保管 された預り証拠金を負債から除して計算したものが、より実態を表しています。

#### (g)流動比率

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流 動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いとい えます。

### .会社の概況

#### 会社名等

商品取引員名 三菱商事フュ・チャ・ズ証券株式会社

代表者名 代表取締役社長 福 田 良 一

所 在 地 東京都中央区日本橋人形町一丁目 14 番 8 号

電 話 番 号 03-3668-0651

#### 会社の沿革

当社は、商品先物取引の受託業務を目的として、平成3年8月三菱商事株式会社の全額 出資により、商号を「エム・シ・・エフ・エフ株式会社」として設立され、平成3年11月豊加 商事株式会社を吸収合併の上、平成4年1月「三菱商事フューチャーズ株式会社」に社名 変更し、本格的に営業活動を開始しました。平成 13年1月に、外国為替証拠金取引を 開始し、平成18年4月には証券業及び金融先物取引業の登録を完了し、これを機に、 社名を「三菱商事フューチャーズ証券株式会社」に変更しています。

年	月	概    要
平成	3年 8月	商品先物取引の受託業務を目的として、エム・シ・・エフ・エフ株式会社を東
		京都中央区日本橋蠣殻町一丁目 28番 4号に設立。 資本金 12 億円。
平成	3年11月	豊加商事株式会社と合併。商号を豊加商事株式会社とする。
		資本金を16億円に増資。
平成	4年 1月	商号を 三菱商事フュ・チャ・ズ株式会社」に変更し、同時に本社を東京都
		中央区日本橋堀留町二丁目8番4号に移転。
		通商産業大臣より東京工業品取引所貴金属市場取引員の許可取得。
		池袋支店を閉鎖。
平成	4年 2月	丸の内支店開設。
平成	4年 4月	宇都宮支店の住所を栃木県宇都宮市本町 13 番 14 号に移転。
平成	5年 1月	資本金を6億円に減資。
		資本金を16 億円に増資。
平成	5年 4月	通商産業大臣より、大阪繊維取引所綿糸市場取引員の許可取得。
		大阪支店を開設。
平成	5年 5月	静岡支店を閉鎖。
平成	6年 7月	本社を東京都中央区日本橋人形町一丁目 14番 8号に移転。同時に横浜支
		店を閉鎖し、本社営業部に統合。
平成	7年 1月	通商産業大臣より、神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場取引員の許可取得。
平成	7年 8月	全商品の統一許可更新 (東工取・東穀取・大繊取・神ゴ取)
平成	7年10月	大蔵大臣、農林水産大臣、通商産業大臣より、商品投資販売業 (協議法人)
		の許可取得。

年 月	概    要
平成 8年 6月	宇都宮支店を閉鎖。
平成 8年 8月	福岡支店を開設。
平成 9年 4月	通商産業大臣より、東京工業品取引所アルミニウム市場取引員の許可取得。
平成 11 年 2月	ホーム・トレード取引受託開始。
平成 11 年 6月	丸の内支店を閉鎖。
平成 11 年 7月	通商産業大臣より 東京工業品取引所石油市場取引員 受託会員 か許可取得。
平成 13年 1月	外国為替直物証拠金取引 取扱い開始。
平成 13年 8月	全商品の統一許可更新 (東工取・東穀取・大商取)。
平成 14年 1月	外国為替直物証拠金取引 インターネット取引 取扱い開始。
平成 14年 2月	経済産業大臣より、中部商品取引所石油市場取引員 受託会員 の許可取得。
平成 14年 3月	大阪商品取引所 綿糸市場脱退。
平成 14年 4月	名古屋支店を開設。
平成 14年 11月	トライランド・インターナショナル株式会社の業務を継承。
平成 17年 3月	改正商取法に基づく商品取引受託業務の許可更新。
平成 17年 6月	経済産業大臣より、大阪商品取引所ゴム市場取引員(受託会員)の許可取得。
平成 17年 10月	経済産業大臣より、中部商品取引所鉄スクラップ市場取引員(受託会員)の許
	可取得。
平成 18年 4月	証券業、金融先物取引業の登録を完了。
	商号を「三菱商事フューチャーズ証券株式会社」に変更。
平成 18年 7月	オンライン証券取引の受託を開始。
平成 19年 7月	福岡支店を閉鎖。
平成 19年 12月	金融商品取引法施行に伴い、第一種金融商品取引業者として本登録。
L	

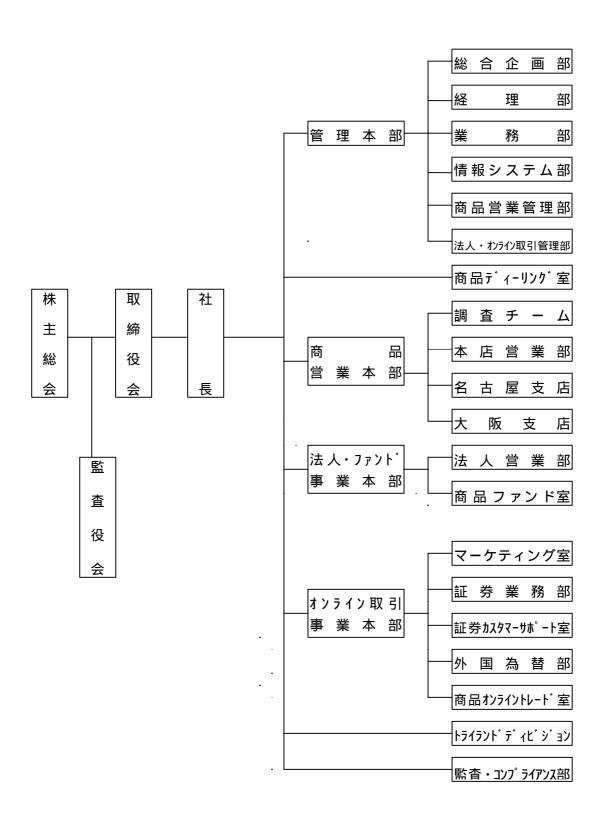
#### 会社の目的

- (1)農水産物、食糧品、<u>果汁</u>、砂糖、<u>繭糸</u>、ゴム、<u>綿糸及び毛糸</u>等の繊維製品、貴金属、 <u>鉄製品</u>及び鉄スクラップ、アルミ地金及び銅地金等の非鉄金属、原油及び石油製品、 木材及び合板の売買及び輸出入業務
- (2)商品取引所法に基づく商品先物市場における上場商品(商品指数、オプションを含む)の売買及び受託業務
- (3)海外の商品取引所における上場商品(商品指数、オプションを含む)の売買及び 受託並びに委託又は委託の媒介、取次ぎ、代理業務
- (4) 外国通貨への投資、通貨の売買又はその媒介、取次ぎ、代理業務
- (5)商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売並びに商品投資顧問業
- (6)<u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び</u>生命保険の募集に 関する業務
- (7) 金融先物取引法の適用を受ける国内及び海外の金融先物取引所の市場における上場商品の取引、売買の媒介、取次ぎもしくは代理業務

- (8)有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は<u>外国市場</u> 証券先物取引
- (9)有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は<u>外国市場</u> 証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (10)有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理<u>並びに外国有価証券市場におけ</u>る有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (11) 有価証券店頭デリバティブ取引又はこれらの取引の媒介、取次ぎもしくは代理
- (12)有価証券の引受け
- (13) 有価証券の売出し
- (14)有価証券の募集又は売出しの取扱い
- (15)有価証券の私募の取扱い
- (16)有価証券の保護預り
- (17)有価証券の貸借又はその媒介もしくは代理
- (18) 有価証券の売買等における信用取引に付随する金銭の貸付け
- (19)保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け
- (20)有価証券に関する顧客の代理
- (21) 公社債の払込金の受入れ及び元利金支払の代理業務
- (22) 証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務
- (23) <u>証券投資法人の証券投資に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務</u> の代理
- (24)累積投資契約の締結又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- (25)有価証券に関連する情報の提供又は助言
- (26)他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理
- (27) <u>株式事務の取次ぎ(転換社債型新株予約権付社債等の転換請求の取次ぎ及び新株</u> 予約権付社債等の新株引受権の行使に関する代理を含む)
- (28)有価証券に関する常任代理業務
- (29) <u>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資</u> 一任契約に係る業務
- (30) 証券投資信託委託業
- (31) 民法に規定する組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
- (32) 商法に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
- (33) その他証券取引法に規定する証券業に付随するすべての業務
- (34)前各号に付帯関連する 切の業務
- (注)下線部の業務は現在行っておりません。

#### 事業の内容

(1) 経営組織 (平成 20年 3月 31日付 ) · 当社の経営組織は、次の通りです。



#### (2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引(商品先物取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という)について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下受託業務」という)及び自己の計算に基づき執行する業務(以下 自己売買業務」という)を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

#### (a) 主たる業務

#### イ:商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より第一種商品取引受託業」の許可を受けております。

(許可番号:農林水産省 指令 16総合第 1870号」、経済産業省 平成 17·03·16商第 1号」)

市場名	農	砂	石	貴	アル	ゴ	天然	鉄 ス	
	産			金	ミニウ		天然ゴム指数	クラ	上場商品
取引所名	物	糖	油	属	ウム	A	数	ップ	
東京穀物商品									一般大豆、N on GM O大豆
取引所									ときもろこし小豆、
									アラビカコーヒー生豆・ロブスタコーヒー生豆
									ときもろこしオプション、大豆ォプション
									粗糖、精糖、粗糖オプション
東京工業品									ガソリン、灯油、原油、軽油
取引所									金、銀、白金、パラジウム、
									アルミウム
									ゴム
中部大阪商品									ゴム
取引所									天然ゴム指数
									ガソリン、灯油、軽油
									鉄スクラップ

#### 口. 商品市場における自己売買業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

#### (b) 従たる業務

証券業務、商品ファント販売業務、現物販売業務、外国為替証拠金取引、 海外先物取引取次業務、保険代理店業務

#### 営業所の状況

店舗の名称	所 在 地	電話番号
本 店	東京都中央区日本橋人形町一丁目 14 番 8 号	03- 3668- 0651
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄二丁目 4番 1号	052- 205- 0161
大 阪 支 店	大阪府大阪市北区西天満一丁目 7 番 20 号	06 - 6365 - 7571

#### 財務の概要 (平成20年3月期決算)

(a) 資本金	1,600,000千円
(b) 純資産額 *1	3,201,625千円
(c) 総資産額	48,264,079千円
(d) 純営業収益	3,141,925千円
(55、受取手数料)	(2,726,236千円)
(e) 経常損失	6,963千円
(1) 当期純損失	111,190千円

<sup>\* 1</sup> 商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則(以下、施行規則」という)第 38 条の規定により算出しています。

#### 発行済株式総数

発行済株式の総数

32,000株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしておりません。

#### 主要株主名

氏名又は名称	住	所	所 ?	有	発行済株総数に対す	る
			株式	数	所有株式の割合	
			Ŧ	株	C	%
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二	丁目3番1号	32		100	

## 役員の状況

役名及び職名	氏 名	所有 株式数
代表取締役 社 長	福田良一	(株) 0
常務取締役 (管理本部長)	福住俊次	0
常務取締役 (オンライン取引 事業本部長)	清水紀裕	0
取締役 (総合企画部長)	村 上 公 成	0
取締役 (法人・オンライン取引 管理部長)	渡邊和雄	0
取締役(非常勤)	田名眞一	0
取締役(非常勤)	中川 英樹	0
取締役(非常勤)	高城浩一郎	0
常勤監査役	田中祐二	0
監査役(非常勤)	川口和哉	0
監査役(非常勤)	三尾伸夫	0

- (注)1. 取締役のうち、田名眞一氏、中川英樹氏及び高城浩一郎氏は、会社法第2条 第15号に定める社外取締役であります。
  - 2. 監査役のうち、川口和哉氏及び三尾伸夫氏は、会社法第2条第16号に定める 社外監査役であります。

# 3. 平成 20 年 7 月 3 日付で下記の通り取締役の就任が行なわれました。 新任取締役 長瀬 順也

# 従業員の状況

	総計	男女	女 別	営業・非営業		
		男	女	営 業	非営業	
従 業 員 数	127名	102 名	25 名	74 名	53 名	
平均年齢	36.7 歳	38.3 歳	30.0 歳	36.7 歳	36.1 歳	
平均勤続年数	7.4 年	8.3 年	2.8 年	7.5 年	5.9 年	
実動外務員数	61 名	57 名	4名	-		

#### .営業の状況

#### <<基本方針>>

当社はコモディティー・ファイナンシャルサービス産業のリーディングカンパニーとして豊かな社会生活の発展に寄与することを目指すと共に、商品先物市場の発展を推進するパイオニア企業として顧客との 信頼」 信用」 相互理解」を基盤とした経営を実践しています。

また、社会への貢献、顧客第一主義を基本理念とし、役職員一同公明正大な行動、ルールの遵守を徹底し、常時国際的な視野から先物市場を見つめています。

#### リテール営業及び受託体制

マスメディア広告等を通じた資料請求型営業を中心とし、契約後の受託業務についても、法令や関係諸規則の遵守を第一義としています。ブローカー業務の基本通り、委託者より受けた委託者自身の判断に基づく売買注文は、1件毎に迅速且つ確実に取次ぎ執行し、取次ぎによるトラブルが起きないよう細心の注意を払っています。又、預り証拠金などの出金に関しても委託者より請求があり次第、迅速に返還しています。

尚、委託者よりお預りしている預り証拠金については、預託必要額を株式会社 日本商品清算機構に預託し、それ以外の委託者資産については、委託者保護 会員制法人日本商品委託者保護基金に預託して保全しております。

また、主に対面取引の委託者の売買サポートとして、情報・戦略・管理に関するサービスを下記の通り行っています。

#### (1) 情報提供サービス

三菱商事グループのグローバルなネットワークや各種情報ベンダーを利用したタイムリーな情報と「MCFS WEEKLY REPORT」「MCFS MONTHLY」による市場の見通しや経済レポート・トピックスなど、取引に役立つ情報を常に発信できるよう努力しています。

#### (2) 売買戦略サービス

先物取引戦略ガイド等に基づき投資手法や仕掛け方、その後の相場の動きに対する対処方法等、経験や資金量リスク、許容度に見合った投資戦略を提案しています。

#### (3) リスクマネージメントサービス

資金量やリスク許容度に応じた売買を行って頂く為に、独自のコンピュータシステムによりお客様のポジションをリアルタイムで把握し、シミュレーションシステムを通して迅速且つ的確な相場変動への対応をアドバイスしています。

以上のように、委託者の多様なニーズに応えられるサービスの充実に今後も取り 組んでいきたいと考えています。

#### 法人営業及び商品ファント関連業務

当社では、国内投資家からの受託業務に加え、欧米を中心とした一流の海外 先物業者及びヘッジニーズのある国内外の当業者からの受託業務にも積極的に 取組んでおります。海外からの受託に就きましては 1996年 4月より専門部署を設 置し、その取引拡大に努めてまいりました。

2005年5月の商品取引所法改正によりクリアリングハウス等基盤整備が行われ、我が国の先物市場の国際化はますます進んでいます。同時にヘッジファンドに代表される様に、世界の金融資産は世界中の市場を駆け巡っています。その様な市場の国際化、資金のボーダレス化を背景に当社の海外からの受託取引量は年々拡大しています。

当社では商社系取引員の信用力を発揮することにより、国内外の大口法人顧客の獲得に積極的に取り組み、法人取引に関わる売買高は、当社全体の7割近くを占めるに至っており、今年度以降も拡大していくと思われます。国内外の現物取引業者から海外のファンドまで、銘柄も含め幅広いオーダーを受託しています。

当社は、今後共、国際化の流れの中、アジアを代表するブローカーを目指し、商社系取引員の利点を生かしつつ、国内外の投資資金・ヘッジニーズの取り込みに注力し、当社収益に大きく寄与できる事業に育成すべく邁進する方針です。

一方、当社は創立以来商品ファンド関連業務を重要な経営課題として位置づけてまいりました。特に昨今は、超低金利が続き十分なリターンの確保が困難となる環境下、個人投資家のみならず、機関投資家からもオルタナティブ投資の代表格である商品ファンドに対するニーズが高まっています。

当社は1999年度より三菱商事と共同で組成・販売を始めて以来、順調に販売額を伸ばしてまいました。これまで中長期での投資を志向されているお客様には、アクティブ成長タイプの「アルゴ・オープン」及び「アルゴオープン2」、バランス成長タイプの「ヴラハム・オープン」及び「グラハム・オープン2」、安定成長タイプの「ヴェルトン・オープン」、さらにコンセプト・ファンドとしての「ダイヤモンド・セレクト「FX」という、4タイプの商品を提供して参りました。また、短期的な投資を志向されているお客様には、短期配当確保型のプラチナ・プラスシリーズとゴールド・プラスシリーズを取り揃え、投資家の皆様の多様なニーズにお応えして参りました。

#### 自己勘定取引

当社は、収益の多様化の一環として自己ディーリングの拡充も取り組んで参りました。当期においても引き続き、ディーラーの養成に注力し、収益の向上に努めて

#### 参ります。

また、経営の健全化を保持する観点からリスク管理は極めて重要であり、運用手法毎のリスク限度額の設定、日々・週次・月次毎のポジション・リスク・損益等の状況については自己ディーリング管理表を作成して、監査・コンプライアンス部にてチェックの上、経営トップまで報告する体制を整え、慎重かつ機動的に取組んでおります。

#### 2007年度の営業成績及び2008年度業績見通し

当期の我が国の経済は、企業収益の改善を背景とした設備投資の増加や個人消費の堅調な推移により、低成長ながら回復基調で推移致しましたが、原油価格や農産物価格の高騰、いわゆるサブプライムローン問題に端を発する米国経済の減速・世界的な信用収縮や証券市場の低迷により、我が国の株式市場も下落し、期の後半は景況感が低調に推移しました。

当期の国内商品先物市場は、とうもろこし・Non-GMO(非遺伝子組換)大豆及びパラジウムが前年度を上回る出来高であったものの、それ以外の商品については前期と比較して減少しており、全商品(オプション等含む)の年間(平成19年4月~平成20年3月)出来高は、71,070千枚と前期比16%減(4期連続減)となりました。

国内の株式市況は、第一四半期こそ緩やかな上昇基調にあったものの、サブプライムローン問題をきっかけに下落し、17,000円台で始まった日経平均株価は、3月には12,000円を割り込み、低調な一年となりました。

また、為替相場についても、やはリサブプライムローン問題をきっかけにアメリカドルの全面安が進み、3月には一時 1ドル 100円を割り込む状況となりました。

このような情勢下において、当社は事業領域拡大・収益構造多様化を求めて平成 18年 7月に証券取引をスタートさせましたが、一般信用取引において、平成 19年 5月に特定の銘柄の株価急落により弊社顧客で立替金が発生し、その結果、多額の貸倒引当金の計上を余儀なくされました。これを受けて今後の事業展開の見直しを図り、当社は平成 20年 7月末日を以って証券業から撤退する事を決定しま力である商品先物取引・外国為替証拠金取引に当社の経営資源を注力する事と致しました。また、平成 19年 7月末日を以って福岡支店を閉鎖し大阪支店に統合、平成 20年 3月末日を以って保険代理店業務から撤退致しました。

商品先物取引においては、特に国内大手商社・当業者等法人顧客との取引が 大幅に増加し、収益が拡大致しました。

外国為替証拠金取引においては平成 20年度秋に新システムを導入する事を 決定し、顧客ニーズを的確に捕らえ、更なる収益拡大を目指す事を決定致しました。 以上の結果、当期の営業収益は3,143百万円(前期比75百万円減少、2.3%減)経常損失6百万円(前年同期は経常利益168百万円)当期純損失は111百万円(前年同期は当期純利益86百万円)となりました。

2008年度の業績見通しとしては、営業収益3,338百万円、当期純利益146百万円を見込んでいます。

なお、2007度における受取手数料及び売買損益の市場別内訳は次の通りです。

(a)受取手数料 (単位:千円)

期別			2007年度		
			隹	2007年4月 1日)	
商品市場名	_		至	2008年 3月 31日)	
商品先物取引					
農産物市場				656,073	
砂糖市場				31,707	
貴金属市場				1,190,734	
アルミニウム市場				4,183	
ゴム市場				154,062	
石油市場				306,465	
天然ゴム指数市場				13,540	
小計				2,356,768	
商品ファンド				607	
外国為替証拠金取引				358,738	
証券取引				9,767	
保険代理店				354	
合 計				2,726,236	

<sup>(</sup>注)1.消費税は含まれておりません。

2.千円未満は切り捨てて表示しております。

(b)売買損益 (単位:千円)

期別	2007年度		
	(自 2007年4月 1日)		
商品市場名	(至 2008年3月31日)		
商品先物決済損益			
農産物市場	39,996		
砂糖市場	348		
貴金属市場	27,129		
ゴム市場	613		
石油市場	24,178		
天然ゴム指数市場	11		
小 計	90,331		
商品先物評価損益			
農産物市場	17,210		
石油市場	134		
小 計	17,345		
海外商品先物取引決済損益	2,052		
商品売買損益	186		
為替取引損益	95,206		
合 計	170,431		

### (注)1.消費税は含まれておりません。

2.千円未満は切り捨てて表示しております。

(c)受取業務委託料

236,674千円

(d)金融収益

10,459千円

(e)売買高 (委託取引、自己売買合計)

(単位:枚)

期別	──期 別   2007年度						
内	(自 2007年4	明 1日)					
訳	(至 2008年3	3月31日)					
商品市場名	委 託	自己	合 計				
商品先物取引							
農産物市場	1,465,504	101,885	1,567,389				
砂糖市場	52,939	634	53,573				
貴金属市場	3,348,650	1,047646	4,396,296				
アルミニウム市場	20,792	0	20,792				
ゴム市場	512,515	9,676	522,191				
石油市場	1,612,652	200,406	1,813,058				
天然ゴム指数市場	9,840	76	9,916				
合 計	7,022,892	1,360,323	8,383,215				

<sup>(</sup>注)受渡による決済数量は含まれておりません。

#### 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、内部統制システムの本格的導入、金融商品取引法の施行、商品取引員の淘汰や総合取引所構想等、大きな構造変化が進んでおります。当社と致しましては今後の成長・発展のために、経営資源を主力である商品先物取引・外国為替直物証拠金取引に集中し、唯一の商社系商品取引員として、その持ち味を生かした事業を一層強力に推し進め、新たな時代に相応しい体制を整え、経営基盤の強化に取組む所存でございます。

商品先物取引の対面営業部門は、組織の効率化、人材の活性化により営業効率の一層の向上を目指す。コンプライアンス面では、業界をリードする社員意識、体制であると認識するが、不断の努力を行い、営業部門、管理・コンプライアンス部門協調の上、万全を期する。

国内外の当業者企業からの受託取引は、親会社三菱商事株式会社や海外の兄弟会社との連携を深めながら順調に拡大してきたが、今後は当社の中軸をなす事業であると位置付け、人材の増強・育成を計り、積極的な営業活動を行き事によって更なる拡大を図る。

自己ディーリングについては、人員の増強及び安定化を図るとともに、トレード手法の改善を図ることで、収益への貢献を図る。

商品オンライン取引及び外国為替証拠金取引において、平成 20年秋 以降に新システムを導入する事により、システムの強化・取引方法の改善等のリニューアルを図り、顧客の利便性を高め、今後の収益拡大に寄与する。

内部管理体制については、内部統制システムを実効あるものとするため、 求められる要件をクリアし、実務上の運用の適正化に一層努める。更に 監督諸官庁等の検査にも問題なく対応できるコンプライアンス体制及び 内部統制システムを敷き、その運用についても、リーガル部門・内部監 査部門及び各部門においての日常的チェック体制、組織的・計画的チェック、レビュー体制を確立し、万全の体制を構築している。

# 受託業務管理規則

三菱商事フューチャーズ証券株式会社

#### 目 次

- 第1条 目的
- 第2条 顧客管理体制
- 第3条 管理担当班の職務
- 第4条 勧誘 契約時の説明及び勧誘方針の公表
- 第5条 本人確認関連法について
- 第6条 適合性の審査
- 第7条 適合性による区分
- 第8条 商品先物取引の経験が浅い顧客並びにこれに準ずる顧客への対応
- 第9条 勧誘及び受託の制限
- 第10条 不正資金の流入防止措置
- 第11条 顧客の入出金に係る管理措置
- 第12条 取引本証拠金の額等に係る措置
- 第13条 売買指示における取引意思の確認
- 第14条 顧客の疑義等の解明努力
- 第15条 自己部門と委託部門の区分
- 第16条 広告等に係る管理措置
- 第17条 受託業務における禁止行為
- 第18条 違反者に対する制裁
- 第19条 この規則への適用除外
- 第20条 主務省及び日本商品先物取引協会への届出
- 第21条 この規則の制定及び改定

#### 添付資料

- 1. 口座開設申込書について
- 2. 商品先物取引を始めるにあたってのご確認」の内容について
- 3. 商品先物取引の未経験者における建玉制限について
- 4. 受託契約準則第11条第2項に基づく翌営業日の正午まで猶予する取引本証拠金の上限について

#### 管理担当班の組織図

#### 第1条 目的

この規則は、受託業務の誠実かつ公正な運営及びその管理について、必要な事項を定める。

#### 第2条 顧客管理体制

- 1. 受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店及び従たる営業所に管理担当班を設置し、 営業本部長・営業部長・支店長を管理責任者とする。
- 2. 管理責任者を統括する者として管理総括責任者を置き、役付取締役が担当する。
- 3. 管理総括責任者を補佐する者として副管理総括責任者を置き、取締役またはこれに準ずる者が担当 する。
- 4. 管理総括責任者及び副管理総括責任者を補佐する部門として、本店に商品営業管理部を置く。

#### 第3条 管理担当班の職務

- 1. 受託業務の適正な運営を行うため、管理担当班の職務を次の通り定める。
  - a) 顧客の適合性の審査
  - b) 営業部門の関係法令諸規則並びにこの規則の遵守状況の監督及び指導
    - i) 営業活動全般において適切な受託業務が行われるように指導及び監督をする。
    - ii) 不適切な事実を発見した場合は、必要な改善措置を取る。
  - c) 顧客への商品先物取引に必要な知識を深め、理解度を高めるために必要な措置
  - d) 顧客の取引内容の分析精査及び異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置
  - e) 顧客からの苦情 紛争に対する適切な対応
  - f) 顧客に対する取引の仕組み及び損失のリスク等の取引内容の理解度確認の実施
  - g) その他必要と認められる事項
- 2. 管理担当班の職務を踏まえ、以下の者は特に次のことを行う
  - a) 管理総括責任者及び副管理総括責任者
    - i) 管理総括責任者は、受託業務の総括管理及び管理担当班の職務を統轄する。
    - ii) 管理責任者の評価は、営業面での業績評価に加え、受託業務管理者としての面からの評価を併用して行う
  - b) 管理責任者
    - i) 顧客の適合性に対する予備的な審査を行う
    - ii) 取引内容に異常な兆候が認められる場合には、取引内容の分析精査を行い、顧客の理解度 判断力 資産状況等からみて過度な取引と判断されるときは、取引の縮小あるいは制限等の適切な措置を取る。
    - iii) 登録外務員の評価は、営業面での業績評価に加え、法令諸規則等の遵守状況の面からの 評価を併用して行う
  - c) 商品営業管理部
    - i) 顧客の適合性の審査を行う
    - ii) 日常の営業活動に対する法令諸規則等の適用・解釈について判断や助言を行う
    - iii) 顧客とのトラブルの事例や法令諸規則等についての研修を実施し、営業部門の受託業務の管理能力の向上に努める。

受託業務管理規則

#### iv) 顧客に対する電話による理解度確認の実施

#### 第4条 勧誘 契約時の説明及び勧誘方針の公表

- 1. 当社は、反社会的勢力をあらゆる取引関係から排除することを社是としているので、暴力団等の不法勢力に所属する者(法人その他団体を含む)に対しては勧誘を行わず、また、これらの者からの契約の申込みがあっても、これを断るものである。取引開始後にそのような事実が判明した場合は、新しい取引をすべて断るほか、既存の建玉の手仕舞いを促すこととする。
- 2. 商品先物取引の勧誘に際しては、会社名、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告げ、勧誘を受ける意思の有無を確認する。顧客に告知したこと及び顧客の意思を確認したことの記録(告知をした登録外務員名及び日時、意思表示を受けた登録外務員名及び意思表示のあった日時等)を顧客カード(以下 審査書類」という)に記載する。
- 4. 勧誘にあたっては、次の行為を禁止とする。
  - a) 深夜 ·早朝 /午後 9時から午前 8時 / 等の迷惑な時間帯の勧誘。
  - b) 顧客の意思に反して長時間 ·反復等の執拗な勧誘。
  - c) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘。
  - d) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法による勧誘。
  - e) 勧誘を拒否した者への再勧誘。
  - f) 投機取引を行いたくない旨の意思表示をした者への勧誘。
- 5. 商品先物取引の契約に際しては、顧客が自己責任で取引を行なえるように次の手順により商品先物取引に関する説明を行い、十分な理解と納得を得た上で参加を求めることとする。
  - a) 契約に際しては、事前に 受託契約準則」、 商品先物取引 委託のガイド-」を交付する。
  - b) 商品取引所法第 217条第 1項第 1号から第 3号までに規定する商品先物取引の投機性及びリスクについて説明を行い、顧客が理解したことを書面により確認する。
  - c) 前号の確認が行われた後、商品取引所法施行規則第104条に定める商品先物取引の仕組み等(特に取引証拠金制度、損益の計算方法、禁止行為等)について説明を行い、顧客が理解したことを書面により確認する。
  - d) 前各号の手順により理解を得た顧客から第6条に定める口座開設申込書等の必要書類を受領する。なお、口座開設申込書の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で差し入れ可能な金額であること、取引によって損失等が発生した場合には当初届け出た金額から控除したものが新たな投資可能資金額となる旨を説明し、これらの趣旨を顧客に十分理解させた上で申告を受けるものとする。
- 6. 法令諸規則に定められていること以外に、顧客が自己責任において取引を行うことを徹底するために、 顧客に次のことを開示する。
  - a) 受託制限者」、受託制限者に準ずる者」(以下 準受託制限者」という)に対して勧誘及び受託を行わないこと。ただし、準受託制限者」については、第9条に定める要件を満たす場合に限り、受託することができる。

受託業務管理規則

- b) 簡品先物取引のリスクについて (危険開示 )」及び 相場が予想 した方向 ど逆に動いたときに」の 2種類の書類を顧客に配付し、詳細な説明を行う
  - i) 顧客からその確認として 書類を受領し内容を理解した」旨を記載した書面を受領する。
  - ii) 商品先物取引のリスクについて 危険開示 )」は、次のことを要約 記載する。
    - イ) 商品先物取引の投機性
    - 口) 商品先物取引の資金効率 (損失のリスク)
    - ハ) 取引の制限(取引所による取引制限)
    - 二) 取引の判断(取引継続の判断)
    - ま) 取引の管理(損失の自己負担)
  - iii) 相場が予想した方向と逆に動いたときに」は、次のことを要約・記載する。
    - イ) 決済(手仕舞い)
    - 口) 追加資金の投入(取引追証拠金の預託)
    - ハ) 途転(どてん)
    - ニ) 難平(なんぴん)
    - t) 両建 (りょうだて)

顧客より両建の要請があった場合は、両建の仕組みと以のを理解した上で行う」旨の書面を徴収する。

- iv) その他
  - イ) 本人確認書類
  - 口) 投資可能資金額の設定
  - ハ) 受託制限者及び準受託制限者
  - 二) 不正資金の流入防止
  - ま) 有価証券の取り扱いに関する税金
  - へ) 確定申告の際のご注意
- 7. 当社の勧誘方針として定めるべき事項を次のとおりとして、顧客が閲覧できるように本支店に掲示を 行うとともに、インターネットの当社ホームページに掲載する。
  - a) 適合性の原則に基づく勧誘
  - b) 迷惑勧誘をおこなわない
  - c) 説明義務を十分果たす
  - d) その他必要な事項

#### 第5条 本人確認関連法について

口座開設を行う場合は、本人確認関連法を遵守し、別途定める社内規程に基づいて処理を行うたのとする。

#### 第6条 適合性の審査

1. 登録外務員は、適合性審査に必要な情報を顧客の自書による口座開設申込書により徴収するとともに、 商品先物取引 - 委託のガイド」等をもって顧客の理解度を確認し、顧客の年収及び金融資産の状況、商品先物取引その他の投資経験の有無等の属性情報に基づき、顧客に商品先物取引に参加受託業務管理規則

する適合性があると判断したときは、第6項に定める顧客の適合性審査に必要な書類及び顧客カードを管理責任者に提出する。

- 2. 管理責任者は、審査書類及び登録外務員からの顧客の属性情報の聞き取りを通じて、顧客の商品 先物取引に対する受託の適否を予備的に調査し、受託することが適当であると判断した場合には、 顧客カードに所見を記載した上、審査書類を添えて商品営業管理部長に提出し適合性の審査を受 ける。
- 3. 商品営業管理部長は、審査書類に基づいて顧客の適合性を厳格に審査し、適合性の審査結果 (審査日、受託の適否、その判断理由 )を顧客カードに記載する。
- 4. 審査の結果、適合性がないと判断したときは、第9条に基づいて必要な措置を取る。
- 5. 勧誘の過程で顧客に適合性がないと判明した場合は、直ちに勧誘を中止し、その経過を業務日誌に 記載する。
- 6. 商品営業管理部長は、適合性の審査結果について、遅滞なく管理総括責任者及び副管理総括責任 者に報告を行うこととし、審査書類は、次の通りとする。
  - a) 口座開設申込書
    - i) 当社が適合性を判断する基礎資料とするために、顧客に顧客情報を正確に記入することを 求める。
    - ii) 口座開設申込書に記入を求める事項は、添付資料 1.の通りとする。
  - b) 顧客カード
    - i) 顧客カードは、次の事項を確認できるものとし、裏面に口座開設申込書のコピーを貼付する ほか、登録外務員が必要事項を記載して作成する。
      - 1) 氏名、住所、性別、生年月日、家族状況
      - ロ) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
      - ハ) 収入及び金融資産の状況
      - 二) 商品先物取引その他の投資経験の有無及び取引期間
      - 木) 投資可能資金額
      - 1 へ) 口座開設までの状況
      - ト) 受託契約を締結する目的
      - チ) 取引動機
      - リ) 商品先物取引の仕組・リスク説明及び確認
      - ヌ) 受託制限者及び準受託制限者の確認
      - ル) 本人確認の方法
      - 3) 適合性の審査結果
      - り その他必要と認める事項
    - ii) 顧客カードは、本店商品営業管理部に正本を備え付け、従たる営業所には各営業所管轄 の顧客カードの写しを備え付ける。
    - iii) 顧客の属性情報に変更があったと判明したときは、顧客カードの該当事項を電磁的に更新する。
- 7. 口座開設申込書の記載内容から 受託制限者」、 準受託制限者」の懸念がある場合は、口頭で顧客に確認し、これらの制限者であることが判明した場合は、第9条に基づいて必要な措置を取る。

受託業務管理規則

8. 第 3項及び第 9条第 2項 d )に定める適合性の審査を終了した後でなければ、約諾書の徴収、取引証拠金の預託及び取引の指示を受けてはならない。

#### 第7条 適合性による区分

- 1. 顧客が資金力・理解度・投資経験等に照らして過度なリスクを取らないように、商品先物取引経験が3カ月未満の未習熟者、または取引終了後3年を経過している顧客(以下 朱経験者」という)については、当社の適合性の原則による取引制限が設けられていること及びその内容を説明する。取引制限は添付資料 3.の通りとする。
- 2. 当社で 3ヵ月間以上の取引を行った顧客を対象者とし、受託契約準則第 11条第 2項に基づく申請があったときには、審査書類その他顧客から受領した書類及び登録外務員からの顧客に関する情報の聞き取りを通じて、管理総括責任者が適当であると認めた場合、受託契約準則第 11条第 2項に基づく取引本証拠金の入証を翌営業日の正午まで猶予できるものとする。

#### 第8条 商品先物取引の経験が浅い顧客並びにこれに準ずる顧客への対応

商品先物取引は、投機性が強くハイリスク・ハイリターンの取引であるため、第7条に定める未経験者又はこれに準ずると判断される顧客については、特に次のことを行う

- a) 第4条に定める説明を十分に行う
- b) 取引の開始以降の3ヵ月間については、商品先物取引の仕組み等に関する知識の習得と理解が十分に行われるように啓発する。ただし、顧客から商品先物取引の経験が3ヵ月間以上ありかつ、現在取引を3年以上休止していないとの申告があった場合は、習熟期間を終了した顧客と見做す。
- c) 資金に余裕ある取引となるように顧客に勧奨するとともに、顧客の理解度・判断力・資産状況・投資額等からみて明らかに過度な取引と判断されるときは、顧客と相談の上取引の縮小あるいは制限する等の措置を取る。

#### 第9条 勧誘及び受託の制限

- 1. 顧客が反社会的勢力であると当社が判断した場合は、口座開設を行わないものとする。また、口座開設後に反社会的勢力であると判明した場合には、新しい取引をすべて断ると共に、口座解約の手続きをとるものとする。
- 2. 不適合者の参入を防止するため、受託制限者」及び 準受託制限者」に対して勧誘及び受託を行わないこととし、また、顧客がそれらに該当するとの懸念がある場合には、管理担当班が口頭で顧客に確認する。
  - a) 受託制限者」は、次の通りとし、勧誘及び受託は行わないこととする。
    - i) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の 認められる者
    - ii) 生活保護法の適用を受けている世帯に属する者
    - iii) 破産者で復権を得ない者
    - iv) 過去に紛争を多発した顧客、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れがある者
    - v) その他これに準ずる者

受託業務管理規則

- - i) 年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者 (それらの収入が収入全体の過半を占めている者)
  - ii) 一定の収入のない者(年収が500万円に満たない者)
  - iii) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行う者
  - iv) 一定以上の高齢者 (75歳以上の者)
  - v) 企業又は公共団体等の出納責任者
- c) 取引の受託後に 受託制限者」であることが判明した場合には、建玉の処置等を顧客、成年後見 人等と相談の上決定し、且つ新たな取引は行わない。
- d) 準受託制限者」に該当することが取引の受託前に判明した場合において、顧客より次に掲げる要件を満たしていることを証明する書面が提出され、管理総括責任者がこれを審査して適合性があると判断したときに限り、登録外務員は勧誘及び受託することができる。
  - i) b)号 ) )及び )に該当する顧客については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
  - ii) b)号 )に該当する顧客については顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をして も生活に支障のない範囲で設定されていること、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資 産を有していること。
  - iii) b)号 )に該当する顧客については、顧客が直近3年以内に延べ90日以上にわたり商品 先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うに相応しい十分な投資経験が あること 商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解し ていること。
  - iv) 顧客本人の自書により、自らが適合性原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、 ) ) に定める例外要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告があること。
- e) 取引の受託後に 準受託制限者」であることが判明した場合には、原則として新たな取引は行わない。ただし、上記書面を徴収し、管理総括責任者が審査を行い受託に係る適合性に問題がないと判断した場合に限り、継続して勧誘及び受託を行うことができる。
- 3. 前項の該当者に限らず、70歳以上の高齢者については、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解していること及び投資可能資金額が老後の生活を考慮した額に設定されているか否か等を含め主管部署が厳格な審査にもとづき適否を判断するものとし、また、受託開始後に於いても、顧客の適合性に照らして不相応な取引と判断した場合は、取引の縮小を要請する等、適切に管理するものとする。
- 4. 商品先物取引をするための借入れの勧誘は行わないこととし、商品先物取引をするための借入れが 判明した場合は、新たな取引は行わない。
- 5. 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者については、勧誘及び受託を行わない。

#### 第10条 不正資金の流入防止措置

公金出納取扱者や金融機関等において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者が、不正にそれらを 受託業務管理規則 投資資金として流用することが社会問題となっていることを踏まえ、未然防止を目的として経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭・有価証券等を取り扱っている顧客からの入金額が、年収、資産状況並びに社会通念上の範囲を超えることとなった場合には、資金の裏付けとなる証明書類の提出を求めることとし、次のとおりの対応を行う

- a) 資金の裏付けとなる証明書類を徴収し、十分な審査を行うことにより、その範囲内に於いて取引の受託継続を行う主のとする。
- b) 証明書類の提出がなく、十分な審査を行えない場合は、その後の預託及び新たな建玉は行わないものとする。

#### 第11条顧客の入出金に係る管理措置

- 1. 顧客との間の入金及び出金は原則として振込みにより行うものとする。
- 2. やむを得ない事情により現金の受渡しを行う必要がある場合には、原則として複数の役職員で対応 するものとし、次のことを行う
  - a) 担当登録外務員がやむを得ない事情と判断する根拠を、現金受渡何書」に記載し、現金受渡しの必要性についてあらかじめ管理総括責任者の承認を得るものとする。
  - b) 預り証の交付又は領収証の徴求は、あらかじめ金額を記載し、現金の受渡しと同時に行うものとする。
  - c) やむを得ない事情により一人の登録外務員が現金の受渡しを行う場合は、事前に営業本部長 又は管理責任者の承認を得るものとする。
  - d) 登録外務員が顧客と現金の受渡しを行った場合は、当該登録外務員以外の役職員が当該顧客に対して、入出金の額、日時、担当登録外務員の氏名等について確認するものとする。

#### 第12条取引本証拠金の額等に係る措置

- 1. 取引本証拠金の額は、各取引所が定める取引本証拠金基準額と同一または同基準額に一定額を加えた額とする。
- 2. 当社は、取引本証拠金の額を変更する場合は、顧客にあらかじめ通知し、当該通知内容を3年間保存する。
- 3. 当社が定める取引本証拠金の額等は、市場の動向その他状況等を考慮して変更する。

#### 第13条 売買指示における取引意思の確認

- 1. 登録外務員は、顧客から委託を受けた場合は、受託契約準則第6条を遵守し、指定された項目について顧客に確認する。
- 2. 登録外務員は、取引の受託に関する内容を、業務日誌及び管理者日誌に記入する。
- 3. 商品営業管理部は、業務日誌及び管理者日誌等により、登録外務員が顧客からの売買指示を的確に遂行していることを適宜確認する。問題がある場合には、管理責任者よりピアリングし、不適切な場合は指導する。

#### 第14条 顧客の疑義等の解明努力

1. 顧客からの取引に関する相談や苦情等の窓口を商品営業管理部とする。

受託業務管理規則

2. 商品営業管理部は、取引経過の記録の整備・充実を図るとともに、苦情等について積極的に顧客からの疑義の解明に当たり、早期に解決するように努める。

#### 第15条 自己部門と委託部門の区分

自己取引部署と顧客の受託業務を取り扱う部署を区分するとともに、役職員を兼務させない。

#### 第16条 広告等に係る管理措置

- 1. 受託業務に係る広告審査を行うため、広告審査委員会を設置する。
- 2. 広告審査委員会は、広告等に関する規則に基づいて広告等の審査を行う

#### 第17条受託業務における禁止行為

商品先物取引の勧誘及び受託にあたっては、登録外務員は、商品取引所法、同法施行規則、加入商品取引所定款、受託契約準則、日本商品先物取引協会の自主規制規則に定める禁止行為をしてはならない。

#### 第18条 違反者に対する制裁

受託業務における禁止行為を犯した者に対しては、就業規則及び外務員に関する規則によりこれを懲戒 する。

#### 第19条この規則への適用除外

- 1. 電子取引 (商品先物オンライン取引 )についてはこの規則を適用除外とし、別途定める 受託業務管理規則 (電子取引 )」を適用する。
- 2. 法人営業部の当業者及び当業者に準ずる委託者 (商品投資顧問業者またはこれに類する外国の者)の取引については、この規則の内、第4条第5項、第6項及び第6条から第9条と第13条の規定は適用除外とする。ただし、第4条第5項a)、第6条第6項(口座設定申込書)の記入事項a) )及びb) のイ、ロ、ハ、ニ、ヘ、ル、ヲ、ワ、 ))については、この規則を適用する。

#### 第20条 主務省及び日本商品先物取引協会への届出

この規則は、主務省及び日本商品先物取引協会へ届け出るとともに、公衆の閲覧に供し、役職員に遵守させるものとする。

#### 第21条この規則の制定及び改定

この規則の制定及び改定は、取締役会の承認を経て行う

- (付則) この規則は、平成10年9月1日から実施する。
- (付則) この規則は、平成11年5月1日から実施する。
- (付則) この規則は、平成11年7月1日から実施する。
- (付則) この規則は、平成11年10月1日から実施する。
- (付則) この規則は、平成15年4月1日から実施する。
- (付則) この規則は、平成15年6月6日から実施する。
- (付則) この規則は、平成17年5月1日から実施する。
- (付則) この規則は、平成17年12月1日から実施する。
- (付則) この規則は、平成19年7月25日から実施する。
- (付則) この規則は、平成19年9月4日から実施する。
- (付則) この規則は、平成20年3月5日から実施する。
- (付則) この規則は、平成20年5月1日から実施する。

#### 添付資料

- 1. 口座開設申込書」に記入を求める事項は、次の通りとする。 個人取引
  - a) 氏名、性別、生年月日、年齢
  - b) 住所、家族状況、住居の種類、居住年数
  - c) 年収(税引き前)
    - i) 500万円未満 / 500万円以上 / 1,000万円以上 / 2,000万円以上 / 3,000万円以上
  - d) 金融資産額 (現預金 ·国債 ·株式等 )
  - i) 500万円未満 / 500万円以上 / 1,000万円以上 / 3,000万円以上 / 5,000万円以上 法人取引
  - e) 法人名及び代表者名、資本金、事業年収、事業内容、所在地
  - f) 取引執行者の氏名、性別、役職、生年月日、所属部課、役職名個人取引 法人取引共通事項
  - g) 投資可能資金額
  - h) 投資の目的

元本以上の損失を被る可能性を認識した上での、ハイリスク・ハイリターンな資産投資行う

- i) はい/いいえ
- i) 投資経験の種類

商品先物取引 (オプション取引を含む)/ 為替証拠金取引または株式の信用取引 / その他 (株式の現物取引 / 投資信託 / 商品ファンド/金融先物取引)

j) 投資期間 (それぞれの投資経験の種類ごと)

商品先物取引(オプション取引を含む)/為替証拠金取引または株式の信用取引、

- i) 3ヵ月未満 / 3ヵ月以上 / 1年以上
- k) 社名、銘柄 (それぞれについて)

商品先物取引(オプション取引を含む)/為替証拠金取引または株式の信用取引、

- 即 現在、取引を休止してから3年以上が経過している。佐物取引についてのみ)
  - i) はい/いいえ
- m) 反社会的勢力への関与について

(誓約)私(法人その他団体を含む)は、反社会的勢力には一切関与していないことを誓約いたします。

- n) (お尋ね)取引開始後にそれが虚偽であると判明した場合には、約諾書・通知書に記載したとおり、 口座解約と未決済建玉の処分の問題が生じますが、それに異議がありますか?
  - i) 異議がありません/異議があります
- o) 受託制限対象者について
  - i) 該当する/該当しない
- p) 商品先物取引の仕組み・損失リスクについて

商品先物取引は少ない証拠金で約10~30倍ほどの額の取引を行うというハイリスク・ハイリターンなものであるため、相場の変動によっては、短期間で多額の損失となることもあり、お預かりした

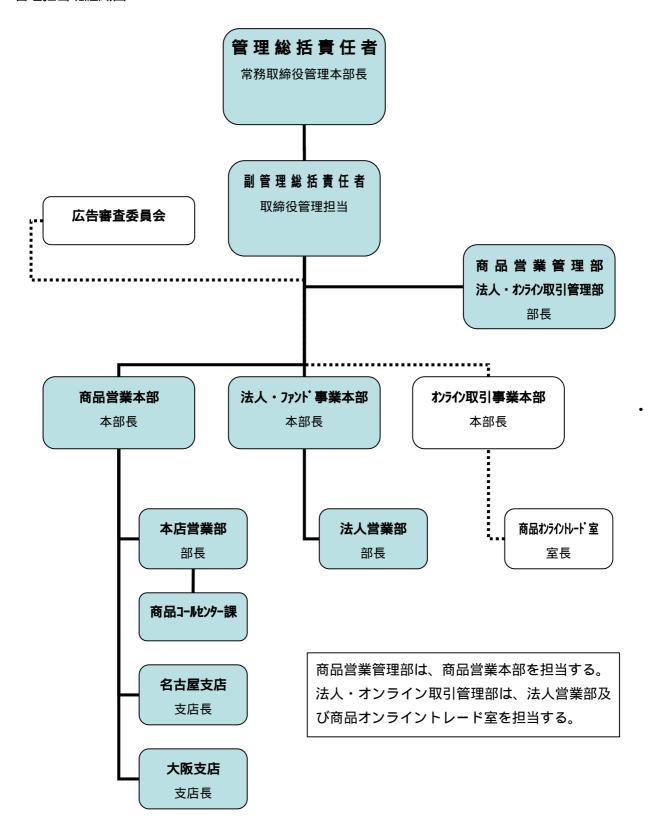
受託業務管理規則

証拠金以上の損失が生じるおそれもあるということをご理解いただけましたか?

- i) 理解しました/理解していません
- 2. 商品先物取引を始めるにあたってのご確認」に記入を求める事項は、次の通りとする。
  - a) ご契約にあたり、受託契約準則」商品先物取引-委託のガイド」をよくお読みになり、内容についてご理解いただけましたか?
    - i) 理解した/理解していない
  - b) 商品先物取引は利益や元本が保証されている取引ではないという事をご存知ですか?
    - i) 知っている/知らない
  - c) 取引はお客様ご自身の責任と判断によって行わなければならないという事をご存知ですか?
    - i) 知っている/知らない
  - d) 相場は営業社員のアドバイスのとおりに動くとは限らず、また取引を営業社員に一任することはできない事をご存知ですか?
    - i) 知っている/知らない
  - e) どの銘柄にも値幅制限 (ストップ高、ストップ安)があり、その際に注文が成立しない場合があることをご存知ですか? また建玉制限があることもご存知ですか?
    - i) 知っている/知らない
  - f) 取引証拠金の種類 (本証拠金、追証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金)についてそれぞれ充分にご理解いただけましたか?
    - i) 理解した/理解していない
  - g) 建玉を決済した際に、各銘柄ごとの手数料 (消費税含む )をご負担いただくということをご存知ですか?
    - i) 理解した/理解していない
  - h) 投資可能資金額について、ご理解いただけましたか?
    - i) 理解した/理解していない
- 3. 未経験者については、投資可能資金額の1/3までの取引証拠金額を限度とした取引の勧誘を行うただし、顧客から投資可能資金額の1/3を超える取引を希望する旨の申出があったときは、商品先物取引に習熟していることが客観的に確認できる場合であって、以下の内容が記載された顧客の自書による申出書の提出を受け、管理総括責任者が審査して承認したときに限り、登録外務員は勧誘及び受託することができる。
  - a) 未経験者を保護するために取引制限を行う措置が設けられていることを理解していること。
  - b) 上記の例外要件を満たすための要件を理解していること
  - c) 当該要件を自らが満たすことこついて確認していること
- 4. 管理総括責任者が許可した受託契約準則第 1 1条第 2項に基づく取引本証拠金の入証を翌営業日の正午まで猶予する与信額の上限を次の通りとする。
  - a) 300万円までは管理責任者の裁量とする。
  - b) 500万円までは営業本部長の裁量とする。
  - c) 500万円を超える場合は管理総括責任者の裁量とする。

受託業務管理規則

#### 管理担当班組織図



### 外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員
(名)	(名)	(名)	(名)
101	13	16	98

#### 委託者数

期首委託者数 (名)	新規委託者数 (名)	期末委託者数(名)
2,375	614	2,337

#### 苦情、紛争、訴訟に関する事項

平成19年度中における苦情、紛争、訴訟については、以下のとおりでした。

#### (a) 顧客等が提起したもの

	当該	年度中の解決	案件	当該年	F度中の未解決	快案件
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の話	紛争処理		相互に話	紛争処理	
	合いによ	機関での		し合い中	機関で処	
	る解決	解決			理中	
当該年度						
に新規に						
発生した						
案件の件						
数						
3 件	0件	1件	0 件	0 件	1件	1件
前年度か						
ら継続し						
ている案						
件						
5件	0件	1件	3件	0件	0件	1件
合計8件	0 件	2 件	3 件	0 件	1件	2 件

- (注) 1. 苦情とは、受託業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が 表明され、又は紛争処理機関に相互の話合いによる解決の申出があったものをいう。
  - 2. 紛争とは、受託業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と 顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申 出があったものをいう。
  - 3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者 基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
  - 4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
  - 5. 一つの案件が、苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

### (b) 当社が提起したもの

	当該年度中	の解決案件	当該年度中の	D未解決案件
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規				
に発生した案件				
の件数				
2 件	0 件	1 件	0 件	1 件
前年度から継続				
している案件の				
件数				
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計2件	0件	1 件	0 件	1 件

### (c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した		
案件の件数		
0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案		
件の件数		
1件	0 件	1件
合計1件	0件	1件

### (d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中	の解決案件	当該年度中の未解決案件		
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害	
当該年度に新規					
に発生した案件					
の件数					
73 件	25 件	48 件	0 件	0 件	
前年度から継続					
している案件の					
件数					
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	
合計 73 件	25 件	48 件	0 件	0 件	

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
  - 2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

当該年度中に解決した訴訟 4 件については、すべて当社の全面勝訴となっています。

# .経理の状況

# 貸借対照表

# 貸借対照表

(平成 20年 3月 31日現在)

(単位:千円)

		I	<u>(単位:千円)</u>
資産の部		負債の部	
流動資産	46,536,996	流動負債 4	14,243,623
現 金 預 金	7,906,095	預 り 証 拠 金	36,422,854
預 託 金	3,183,238	為 替 取 引 証 拠 金	4,254,721
委託者保護基金預託金 (分離預託 )	3,046,000	顧客からの預り金	63,687
顧客分別金信託	137,238	1年以内返済予定の長期借入金	300,000
委 託 者 未 収 金	744,483	委 託 者 為 替 取 引 未 決 済 勘 定	130,016
前 払 費 用	22,034	信 用 取 引 保 証 金 ·先 物 取 引 証 拠 金	24,920
保管有価証券	5,580,986	未 払 金	787,449
委 託 者 先 物 取 引 差 金	818,644	賞 与 引 当 金	84,000
繰 延 税 金 資 産	141,860	預り金	1,938,274
未 収 入 金	885,965	未 払 費 用	26,113
差 入 保 証 金	27,187,736	信用取引借入金	22,965
信用取引貸付金	23,512	証券業撤退損失引当金	188,620
そ の 他	52,959		
貸 倒 引 当 金	10,518	固定負債	711,030
		長期借入金	500,000
固定資産	1,727,082	退 職 給 付 引 当 金	200,446
有形固定資産	45,732	役員退職慰労引当金	10,584
建物	11,953		
器 具 及 び 備 品	33,778	引 当 金	107,799
		商品取引責任準備金	107,146
無形固定資産	55,208	証券 取引責任準備金	652
電 話 加 入 権	6,869		
ソフトウェア	48,339	負債合計 4	15,062,453
		純資産の部	
投資その他の資産	1,626,142	株主資本	3,201,625
出 資 金	551,600	資本金	1,600,000
破産更生債権等	558,663	資本剰余金	67,045
長期差入保証金	320,313	資 本 準 備 金	67,045
敷 金	387,831	利益剰余金	1,534,579
長期 前 払費 用	23,275	利 益 準 備 金	18,360
繰 延 税 金 資 産	327,393	その他利益剰余金	1,516,219
そ の 他	6,295	繰越利益剰余金	1,516,219
貸 倒 引 当 金	549,231		
		純 資 産 合 計	3,201,625
資産合計	48,264,079	負債 純資産合計 4	18,264,079
		· — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	

(注)金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

# 損益計算書

\_\_ 自 平成 19年 4月 1日 \_\_ \_ 至 平成 20年 3月 31日 \_\_

(単位: 千円)

要取 手数 料       2,726,236         売 買 損 益 170,431       236,674         金融 製											-			(単位:十円)
要取 手数 料       2,726,236         売 買 損 益 170,431       236,674         金融 製												金	額	
<ul> <li>売 買 損 益 170,431</li> <li>受 取 業 務 委 託 料 236,674</li> <li>金 融 収 益 10,459</li> <li>3,143,801</li> <li>金 融 費 用 1,875</li> <li>純 営 業 収 益 3,171,818</li> <li>営 業 外 収 益 29,893</li> <li>営 業 外 取 息 30,632</li> <li>そ の 他 9,881</li> <li>40,513</li> <li>営 業 外 費 用 13,159</li> <li>そ の 他 4,424</li> <li>17,583</li> <li>経 常 損 失 6,963</li> <li>特 別 利 急 13,159</li> <li>そ の 他 4,424</li> <li>17,583</li> <li>経 常 損 失 6,963</li> <li>特 別 利 益 6,963</li> <li>特 別 日 任 準 備 金 戻 人 586,498</li> <li>586,498</li> <li>特 別 員 任 準 備 金 繰 人 415</li> <li>貸 倒 引 当 金 繰 人 415</li> <li>貸 倒 引 当 金 繰 人 529,970</li> <li>証 券 業 撤 退 損 失 196,330</li> <li>そ の 他 5,832</li> <li>732,548</li> <li>税 引 前 当 期 純 損 失 153,013</li> <li>法 人 税 等 調 整 額 46,896</li> </ul>	営		業			収				益				
受取業務委託料金       236,674         金融       収益       10,459       3,143,801         金融       費用       1,875         純 營業       収益       3,141,925         販売費及び一般管理費       3,171,818         営業外収益       29,893         受取利息       30,632         その他       9,881       40,513         対策外費用       13,159         その他       4,424       17,583         経常期       大株       6,963         特別利益       大株       586,498         特別利益       大株       586,498         特別月共年       415         資別引当金繰入人       415         資別引当金繰入人       529,970         証券取制度供入       586,498         大規長失       196,330         その他       5,832       732,548         税引前当期納無損失       153,013         法人稅、住民稅及び事業稅       6,963         大規号額       46,896		受	耳	X	手		数			料		2,726,236		
金       融       収       益       10,459       3,143,801         金       融       費       用       1,875         純       営       業       収       益       3,141,925         販売費及び一般管理費       3,171,818       29,893         営業外収益       30,632       29,893         受取利息       30,632       40,513         営業外費用       財       大         支援外費用       13,159       40,513         経常外費用       大       6,963         特別利益       大       6,963         特別利益       大       586,498         特別月費任準備金繰入       415         資例引当金線       人       529,970         証券取別長失期後       196,330         その他       5,832       732,548         税引前当期納納損失       153,013         法人稅、住民稅及び事業稅       5,074         法人稅、等調整額       46,896		売		買		損	į			益		170,431		
(本   Max		受	取	業	務	委	ŧ	託		料		236,674		
無 営 業 収 益 3,141,925 販売費及びー般管理費 3,171,818 営業 損 失 29,893 営業 外 収 益		金		融		ЦΣ	ζ			益		10,459		3,143,801
販売費及び一般管理費		金		融		費	t			用				1,875
営業外収益     大大のののでは     130,632       受取利息のののでは     9,881       対験ののでは     9,881       大大のののでは     13,159       大のののでは     4,424       大ちののでは     4,424       大ちののでは     4,424       大ちののでは     6,963       特別の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	純		営	美	Ě		収			益				3,141,925
営業外       収       益         受取利       利息       30,632         そのの他       9,881       40,513         営業外費用       用支払利息       13,159         その他       4,424       17,583         経常規失       失       6,963         特別利益       失       586,498         特別規失       失       415         質倒引当金繰入       529,970         証券業額退損失       196,330         その他       5,832       732,548         税引前当期純損失       153,013         法人税、住民税及び事業税       5,074         法人税等調整額       46,896	販	売	費及	び	_	般	管	Ŧ	理	費				3,171,818
受取利息       30,632         そのの他男,881       40,513         費用 支払利息       13,159         その他4,424       17,583         経常類失       6,963         特別利益       586,498         商品取引責任準備金戻入       586,498         特別 失       415         資倒引当金繰入       529,970         証券報測退損失       196,330         その他5,832       732,548         税引前当期終損失       153,013         法人税、住民税及び事業税       5,074         法人税、管民税及び事業税       46,896	営		業			損				失				29,893
ご業外費用       13,159         支払利息       13,159         その他       4,424         13,159       17,583         経常規失       6,963         特別利益       5         商品取引責任準備金戻入       586,498         特別規失       415         証券取引責任準備金繰入       415         貸倒引当金繰入       529,970         証券業撤退損失       196,330         その他       5,832       732,548         税引前当期純損失       153,013         法人税、住民税及び事業税       5,074         法人税等調整額       46,896	営		業	9	<b>'</b>		収			益				
営業外費用       費用       支払利息       13,159         支払利息       利息       4,424       17,583         経常り 大り 利益 商品取引責任準備金戻入 586,498       586,498       586,498         特別 損失       失       1586,498         特別 損失       大り       196,330		受		取		利	J			息		30,632		
支払       利息       13,159         その       他       4,424       17,583         経常       損失       失       6,963         特別       利益       586,498       586,498         特別       損失       大         証券取引責任準備金繰入       415       6,963         資倒引当金繰入       529,970       6,963         証券業額退損失       196,330       732,548         税引前当期純損失       153,013         法人税、住民税及び事業税       5,074         法人税、等調整額       46,896		そ			の					他		9,881		40,513
支払       利息       13,159         その       他       4,424       17,583         経常       損失       失       6,963         特別       利益       586,498       586,498         特別       損失       大         証券取引責任準備金繰入       415       6,963         資倒引当金繰入       529,970       6,963         証券業額退損失       196,330       732,548         税引前当期純損失       153,013         法人税、住民税及び事業税       5,074         法人税、等調整額       46,896	兴		**	b	ık	;	*			Ħ				
そ     の     他     4,424     17,583       経     常     損     失     6,963       特     別     利     益       商品取引責任準備金戻入     586,498     586,498       特別     失     1586,498       証券取引責任準備金繰入     415       貸倒引当金繰入     529,970       証券業額     196,330       その他     5,832     732,548       税引前当期純損失     153,013       法人税、住民税及び事業税     5,074       法人税、等調整額		支	*		ľ							13 150		
経常損失別利益商品取引責任準備金戻入586,498特別損失証券取引責任準備金繰入415貸倒引当金繰入529,970証券業撤退損失196,330その他5,832税引前当期純損失153,013法人税、住民税及び事業税5,074法人税、等調整額46,896				,,,	o	.,	•							17.583
特 別 利 益 商品取引責任準備金戻入 586,498 586,498 特 別 損 失 証券取引責任準備金繰入 415 貸倒引当金繰入 529,970 証券業撤退損失 196,330 そ の 他 5,832 732,548 税引前当期純損失 153,013 法人税、住民税及び事業税 5,074 法人税、等調整額 46,896	経		 常			 損						.,		
商品取引責任準備金戻入 586,498 586,498 特別 損失 失証券取引責任準備金繰入 415 貸倒引当金繰入 529,970 証券業額 退損失 196,330 そ の 他 5,832 732,548 税引前当期純損失 153,013 法人税、住民税及び事業税 5,074 法人税、等調整額 46,896	特													,
特 別 損 失		商			迁任		備3	金	戻			586,498		586,498
貸倒引当金繰入       529,970         証券業撤退損失       196,330         その他       5,832       732,548         税引前当期純損失       153,013         法人税、住民税及び事業税       5,074         法人税等調整額       46,896	特		別			損				失				
証券業額     損失     196,330       その他     5,832     732,548       税引前当期純損失     153,013       法人税、住民税及び事業税     5,074       法人税等調整額     46,896		証	券 取	引責	迁任	準(	備3	金	繰	λ		415		
そ     の     他     5,832     732,548       税 引 前 当 期 純 損 失     153,013       法 人 税 、住 民 税 及 び 事 業 税     5,074       法 人 税 等 調 整 額     46,896		貸	倒	引	当	金	È	繰		λ		529,970		
税 引 前 当 期 純 損 失153,013法 人 税 、住 民 税 及 び 事 業 税5,074法 人 税 等 調 整 額46,896		証	券	業	撤	退	1	損		失		196,330		
法 人 税 、住 民 税 及 び 事 業 税     5,074       法 人 税 等 調 整 額     46,896		そ			の					他		5,832		732,548
法 人 税 等 調 整 額 46,896	税	引	前	当	期	純	Ī	損		失	1			153,013
	法	人利	说 、 值	E 民	税	及 び	<b>ド</b>	ļ.	業	税				5,074
当 期 純 損 失 111,190	法	人	税	<b></b>	<b></b>	調	}	整		額				46,896
	当		期	糸	ŧ		損			失				111,190

(注)金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

# 株主資本等変動計算書

\_\_\_ 自 平成 19年 4月 1日 \_\_\_ \_\_ 至 平成 20年 3月 31日 \_\_\_

(単位:千円)

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
				その他			純資産合計	
	資本金	資本準備金	利益準備金	利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	<b>州貝佐百訂</b>	
		貝쑤午佣並	<b>州血牛佣</b> 並	繰越利益	<b>州</b> 画制示並口引			
				剰余金				
前期末残高	1,600,000	67,045	15,760	1,656,010	1,671,770	3,338,816	3,338,816	
当期変動額								
剰余金の配当				26,000	26,000	26,000	26,000	
利益準備金の積立			2,600	2,600	1	1	1	
当期純損失				111,190	111,190	111,190	111,190	
当期変動額合計			2,600	139,790	137,190	137,190	137,190	
当期末残高	1,600,000	67,045	18,360	1,516,219	1,534,579	3,201,625	3,201,625	

(注)金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### 個別注記表

#### 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

保管有価証券商品取引所が定める充用価格

その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 なお、主な耐用年数は、建物 3~15年、器具及び備品 4~2

0年である。

無形固定資産 定額法。なお、主な耐用年数は、自社利用ソフトウェア5年で

ある。

長期前払費用均等額償却。

(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期に負担すべき支給見 込額を計上している。

証券業撤退損失引当金

証券業撤退に係る損失に備えるため、個別に見積もった損失見積額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額を計上している。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定 に基づき、同施行規則に定める額を計上している。

証券取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法附則第40条に従い、旧証券取引法第51条及び旧「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上している。

#### (4) 営業収益の計上基準

受取手数料

a 商品先物取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が約定し

たときに計上している。

b 商品ファンド 取引約定日に計上している。

c 外国為替直物証拠金取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が約定し

たときに計上している。

d 証券取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が約定し

たときに計上している。

売買損益(商品先物決済損 反対売買により取引を決済したときに計上してい

益)

る。ただし、期末未決済残高は期末の時価により

評価損益を計上している。

契約に基づき計上している。 受取業務委託料

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認めら

> れるもの以外のファイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計

処理によっている。

通貨への換算基準

外貨建資産及び負債の本邦 外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為 替相場により円貨に換算し、換算差額は損益とし

て処理している。

税抜方式によっている。 ただし、 資産等に係る控 消費税等の会計処理

除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用

としている。

#### (6) 重要な会計方針の変更

固定資産の減価償却の方法

当社は、当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降 に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更し ている。

なお、この変更による損益への影響は、軽微である。

(7) 会計基準の適用

当社は、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)、「金融 商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)、 「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年3月3日日本商品先物取引協会理 事会決定)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規制」(昭和49年11 月14日付日本証券業協会自主規制規則)を適用している。

#### 2.貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

139,120千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

92,561千円

短期金銭債務

2,138,984千円

長期金銭債務

500,000千円

(3) 預託資産 取引証拠金として次の資産を商品取引清算機関へ預託している。

保管有価証券

5,579,356 千円

差 入 保 証 金

27,145,286 千円

また、取引証拠金に代えて、銀行の保証を受けている金額は、

2,000,000千円である。

(4) 分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産

の内訳は、次のとおりである。

委託者保護基金預託金(分離預託) 3,046,000 千円

(5) 分別保管資産

金融商品取引法第43条の2の規定に基づいて所定の金融機関に分

別保管されている資産の内訳は、次のとおりである。

顧客分別金信託

137,238 千円

(6) 差入保証金

証券取引における信用取引に対する保証金として、30,000千円を預

託している。

(7) 無担保委託者未収金の額

62,798千円

(うち投資その他の資産の部に計上されているものは 28,692千円)

(8) 委託者未収金のうち発生後 1年を超えている額

28,692千円

#### 3.損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業収益 190,441 千円営業費用 33,485 千円営業取引以外の取引 9,620 千円

(2) 受取手数料の内訳

商品先物取引に係る受取手数料2,356,768 千円商品ファント販売手数料607 千円為替取引手数料358,738 千円証券取引に係る受取手数料9,767 千円保険代理店手数料354 千円

合 計 2,726,236 千円

### (3) 売買損益の内訳

合	計	170,431 千円
為替取引損益		95,206 千円
商品売買損益		186 千円
商品先物評価損益		17,345 千円
商品先物決済損益		92,383 千円

- (4) 特別利益の商品取引責任準備金戻入は、商品取引所施行規則の改正に伴う 商品取引責任準備金の取崩である。
- (5) 特別損失の貸倒引当金繰入は、証券取引の一般信用取引において、特定銘柄の株価急落により発生した弊社顧客への立替金に対する繰入である。

# 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人の監査を受けております。

#### 財務比率

	諸 項 目	比率等
(a)	純資産額規制比率 [純資産額 (* 1)/ リスク額 (* 1)×100 ]	497.5%
(b)	純資産額資本金比率 [純資産額 (* 2)/資本金額×100]	204.7%
(c)	自己資本資本金比率 自己資本/資本金×100]	200.1%
(d)	自己資本比率 [自己資本 / 総資本 x 100]	6.6%
(e)	修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 (* 3)×100]	25.5%
(f)	負債比率 (* 4) 負債合計額 / 純資産額 (* 2)]	13.7倍
(g)	流動比率 [流動資産額 / 流動負債額×100]	105.1%

- \* 1 純資産額」は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第211条に基づく施行規則第99条により算出しています。
- \* 2 | 純資産額」は、商品取引所法第 211条第 4項以外において準用する同法第 99条第 7項に基づく 施行規則第 38条の規定により算出しています。
- \*3 総資産額」は、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除きます。
- \* 4 純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えますが、単純な純資産と負債の比率ではなく、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金及び株式会社日本商品清算機構に分離保管された預り証拠金を負債から除して計算したものが、より実態を表しています。

同負債合計額を使用した負債比率 2.6倍

#### 三菱商事フューチャーズ証券株式会社

#### 2008年度開示書類の一部訂正について

2008年度開示書類において、8ページ中の「財務の概要(平成20年3月期決算)」の「(b) 純資産額」を、以下の通り訂正致します。

財務の概要(平成20年3月期決算)

(b) 純資産額 \*1

3,275,589千円

\* 1 商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第 38 条の規定により算出しています。

以 上